

# 技術やブランドを 守るには？

- 1) 特許で守るのが得策ではない場合
- 2) 工業所有権・知的財産権

# 特許制度

技術を守り発展を促すための制度ではあるが...

- ・優れた技術は、**公共財産として広く一般に公開**し、誰でも使えるようにすべき
  - ・発明者に対し、**一定期間だけ発明の独占権**を与える
- 
- 特許権者は、**権利を侵害している者に対して実施の差し止め請求ができる**  
誰が権利を侵害しているかは**特許権者が監視・発見**して、はじめて事件になる。  
警察や特許庁が監視しているわけではない

# 特許制度

技術を守り発展を促すための制度ではあるが...

技術の中身を公開することになる

- ・優れた技術は、**公共財産として広く一般に公開**し、誰でも使えるようにすべき
- ・発明者に対し、**一定期間だけ発明の独占権**を与える

- 特許権者は、**権利を侵害している者に対して実施の差し止め請求ができる**  
誰が権利を侵害しているかは**特許権者が監視・発見**して、はじめて事件になる。  
警察や特許庁が監視しているわけではない

# 特許制度

技術を守り発展を促すための制度ではあるが...

技術の中身を公開することになる

- ・優れた技術は、**公共財産として広く一般に公開**し、誰でも使えるようにすべき
- ・発明者に対し、**一定期間だけ発明の独占権**を与える

一定期間が過ぎたら独占できない

- 特許権者は、**権利を侵害している者に対して実施の差し止め請求ができる**  
誰が権利を侵害しているかは**特許権者が監視・発見**して、はじめて事件になる。  
警察や特許庁が監視しているわけではない

# 特許制度

技術を守り発展を促すための制度ではあるが...

技術の中身を公開することになる

- ・優れた技術は、**公共財産として広く一般に公開**し、誰でも使えるようにすべき
- ・発明者に対し、**一定期間だけ発明の独占権**を与える

一定期間が過ぎたら独占できない

- 特許権者は、**権利を侵害している者に対して実施の差し止め請求ができる**  
誰が権利を侵害しているかは**特許権者が監視・発見**して、はじめて事件になる。  
警察や特許庁が監視しているわけではない

権利侵害が発見しにくい場合は、デメリットのほうが大きい

特許によって守る技術は、製品を見ただけでマネされてしまうものや  
権利侵害を容易に発見できるものだけにすべき

# 特許制度

技術を守り発展を促すための制度ではあるが...

技術の中身を公開することになる

- ・優れた技術は、**公共財産として広く一般に公開**し、誰でも使えるようにすべき
- ・発明者に対し、**一定期間だけ発明の独占権**を与える

一定期間が過ぎたら独占できない

- 特許権者は、**権利を侵害している者に対して実施の差し止め請求ができる**  
誰が権利を侵害しているかは**特許権者が監視・発見**して、はじめて事件になる。  
警察や特許庁が監視しているわけではない

権利侵害が発見しにくい場合は、デメリットのほうが大きい

特許によって守る技術は、製品を見ただけでマネされてしまうものや  
権利侵害を容易に発見できるものだけにすべき

**不正競争防止法**  
で保護

例えば製造工程に関する発明など、製品を見ただけではマネできず、  
他者の目に触れることが無い場合はあえて特許出願せず、「**企業秘密**」とすべし

# 企業秘密(法律上は**営業秘密**)とは

不正競争防止法上の要件(秘密管理性、有用性、非公知性)をすべて満たしたものの  
企業が秘密としている技術、ノウハウ、経営情報、顧客情報等

# 企業秘密（法律上は**営業秘密**）とは

書類にマル秘マークを付けるなど適切な管理が必須

不正競争防止法上の要件（秘密管理性、有用性、非公知性）をすべて満たしたものの  
企業が秘密としている技術、ノウハウ、経営情報、顧客情報等



# 企業秘密（法律上は**営業秘密**）とは

書類にマル秘マークを付けるなど適切な管理が必須

不正競争防止法上の要件（秘密管理性、有用性、非公知性）をすべて満たしたものの  
企業が秘密としている技術、ノウハウ、経営情報、顧客情報等

## 企業秘密に該当する技術の例（とその漏洩事件）

# 企業秘密（法律上は**営業秘密**）とは

書類にマル秘マークを付けるなど適切な管理が必須

不正競争防止法上の要件（秘密管理性、有用性、非公知性）をすべて満たしたものの  
企業が秘密としている技術、ノウハウ、経営情報、顧客情報等

## 企業秘密に該当する技術の例（とその漏洩事件）

- ・新日鉄の方向性電磁鋼板の生産技術

変圧器の鉄芯材料

- ・東芝のNAND型フラッシュメモリの製造技術

# 企業秘密（法律上は**営業秘密**）とは

書類にマル秘マークを付けるなど適切な管理が必須

不正競争防止法上の要件（秘密管理性、有用性、非公知性）をすべて満たしたものの  
企業が秘密としている技術、ノウハウ、経営情報、顧客情報等

## 企業秘密に該当する技術の例（とその漏洩事件）

・新日鉄の方向性電磁鋼板の生産技術 → 韓国ポスコへ漏洩

変圧器の鉄芯材料

・東芝のNAND型フラッシュメモリの製造技術 → 韓国SKハイニックスへ漏洩

その後さらに中国の鉄鋼メーカーへ漏洩

---

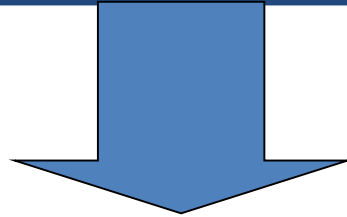
計算機プログラムやマニュアル等の文書などは、営業秘密として不正競争防止法で保護する他、「**著作権**」でも保護する → 著作権者しかコピーできない

# 企業や製品のブランドを守る：商標権とは？

地道な製品改良を重ね、**ある商品名**の製品が  
顧客より高い評価を得るに至る

# 企業や製品のブランドを守る：商標権とは？

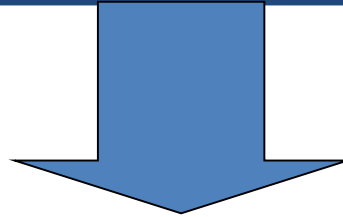
地道な製品改良を重ね、**ある商品名**の製品が  
顧客より高い評価を得るに至る



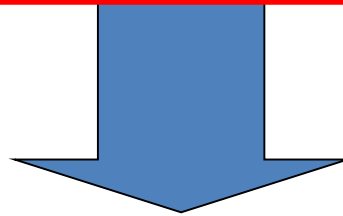
他社がその商品名の人気に着目し、  
同じ商品名または類似した名前で粗悪品を販売

# 企業や製品のブランドを守る：商標権とは？

地道な製品改良を重ね、**ある商品名**の製品が  
顧客より高い評価を得るに至る



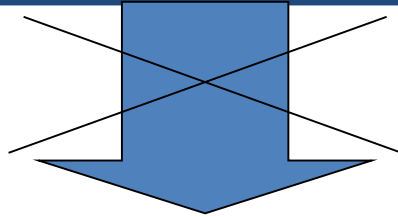
他社がその商品名の人気に着目し、  
同じ商品名または類似した名前で粗悪品を販売



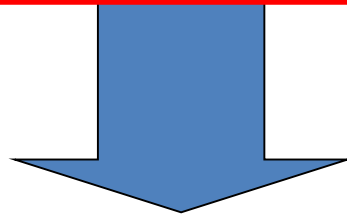
もとの製品と粗悪品を商品名で区別できない顧客からの  
信用を失い、地道な改良努力で築いたブランド価値を損う

# 企業や製品のブランドを守る：商標権とは？

地道な製品改良を重ね、**ある商品名**の製品が顧客より高い評価を得るに至る



他社がその商品名の人気に着目し、**同じ商品名または類似した名前**で粗悪品を販売



もとの製品と粗悪品を商品名で区別できない顧客からの信用を失い、地道な改良努力で築いたブランド価値を損う

・商品の名称や会社の名称は登録制とし、他者が勝手に使えないようにする

**商標制度**

# 企業や製品のブランドを守る：商標権とは？

**商標 (trademark)**とは、

商品を購入し、あるいは役務(サービス)の提供を受ける需要者が、その商品や役務の出所(誰が提供しているか)を認識可能とするための標識(文字、図形、記号、立体的形状、色彩、音など) Wikipediaより引用

商品の販売や役務の提供を継続すると、使用されるブランドは需要者に広く知られることとなり、商品の品質や役務の質が一定以上のものであれば、業務上の信用力(ブランド)が化体し、財産的価値が備わるようになる。この財産的価値は、**特許権**や**著作権**にならぶ**知的財産権**の一つと位置づけられ、条約や法律による保護対象となっている。これにより産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することができる。

**商標は特許庁に登録申請**を行い、審査を経て登録されると独占使用できる  
→ 商標権

毎年「登録料」を支払い続けることで、**無期限に独占使用できる**  
(ただしその商品または役務の**区分を指定する**)

他者が商標を使用した場合、差し止め請求できる



### 特許・実用新案、意匠、商標の簡易検索 [ヘルプ](#)

特許・実用新案、意匠、商標について、キーワードを入力して簡易検索ができます。  
分類・文献番号等での詳細な検索をされる場合は、上部各サービス（ナビゲーション部分）をご利用ください。

特許・実用新案を探す ▼    中松義郎    OR ▼   

「商標を探す」  
を選択

探したい商標を入力

#### お知らせ [予定一覧](#) [更新履歴](#) [リリースノート](#)

- 募集** 2016/9/30 [J-PlatPat講習会（長野）募集中！](#)
- 募集** 2016/9/23 [平成28年度知的財産活用研修【検索コース】（第1回）受講者募集について](#)
- 募集** 2016/9/20 [海外知的財産活用講座（9/30松山 10/5郡山 10/13津）を開催します！](#)
- 募集** 2016/9/12 [知的財産人材育成推進協議会主催2016年度オープンセミナー（第1回）開催](#)
- 募集** 2016/7/11 [特許情報分析支援募集中です！](#)
- トピックス** 2016/6/16 [J-PlatPat講習会 講師用テキスト（ノート付）の提供について](#)
- トピックス** 2016/5/31 [特許情報プラットフォーム機能追加・改善予定について](#)

#### おすすめ

- [公報発行予定表](#)
- [文献蓄積情報](#)
- [関連HPリンク](#)
- [FAQ](#)

**ご利用について**

- > [各サービスのご利用方法](#)
- > [マニュアル等ダウンロード](#)
- > [利用上のご案内](#)

アンケートにご協力ください



消臭靴下の商品名「通勤快足」

ポテトチップス(カルビー)ポテチ(コイケヤ)

キャタピラー／トラック野郎／デコトラ／セロテープ／ホッチキス

テトラポット(特許・商標・意匠によるビジネス展開)

ドクター中松「がんばれ ニッポン」商標登録騒動

「i-●●」の網羅的商標登録騒動

「ファミコン通信」の略称「ファミ通」商標の第3者からの譲渡

PPAP商標登録騒動 多数の審査待ち

「ヤンジャン」「ヤンサン」はあるが「ヤンマガ」は登録されて無い

# まとめ

## ● 技術の性質によっては特許より「企業秘密」で守る

特許は技術を公開する＝技術漏えいそのもの  
権利侵害の立証が難しいなら特許化する意味が無い

## ● 特許権、商標権、意匠権を総称して「工業所有権」

これらを組み合わせてビジネス展開せよ  
さらに企業秘密の利用契約なども

Industrial Property

著作権まで含めると  
「知的財産権」

## ● 商標権は無期限独占可能

特許庁に登録料を払って登録 ただし対象分野に同じものがあつたらダメ  
たかが名前、されど名前  
長期間かけて築き上げた信用と知名度によりさらに価値が増す

## ● 特許や商標の出願は簡単

- ・ 就職に極めて有利な社会勉強になる
- ・ 一攫千金のチャンスでもある（やりすぎると迷惑行為）
- ・ 普段から技術や商品名をよく観察して訓練しよう

## 【レポート課題】

特許電子図書館で、各自の興味のある商品の名称について、  
商標検索を行い、**その商品の略称についての商標登録**があるものを紹介せよ。

### レポートする内容:

- (1) 選んだ商品名の製品についての説明(使用目的・特徴など)
- (2) 商品名の正式名称とその商標登録番号
- (3) 商品名の略称とその商標登録番号(あるだけできる限り)
- (4) 該当する商品名の、どの点に興味を持ったのかについての説明

レポート締切:12月24日(火) 次回講義前日までに提出

### 【提出方法】

上記のレポートをPDFファイル形式へ変換し、下記の課題提出用フォルダへ、  
課題の番号と提出者が分かるようにファイル名を以下のようにしてアップロードせよ  
第11回2TE19xxxZ名前.pdf

<https://share.iii.kyushu-u.ac.jp/public/hROwAAqIPi5ATI4BUXJtIJeJbMLJzVszfitNI89GHcMK>

上記フォルダへのリンクは下記ホームページから

<http://sysplan.nams.kyushu-u.ac.jp/gen/edu/NavallInformationProcessing/2019/index.html>